

## 令和3年度 第10回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年5月20日(木) 午後1時30分～午後2時00分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール・小ホール
- 3 出席した農業委員 12人  
1番 松浦 修三委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
5番 高本 知宜委員      6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員  
8番 西村 繁 委員      9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員  
12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長

- 4 欠席した農業委員 2人  
2番 大森 げん委員      11番 楠 晃 委員

- 5 出席した農地利用最適化推進委員 0人

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため参集せず。)

- 6 現地調査委員  
農業委員 松浦 修三委員      大森 げん委員  
推進委員 大橋 悟委員      奥 武史委員

- 7 議事日程  
日程第1 議案第44号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第45号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

- 8 事務局職員  
事務局次長 藤原 雅人  副局長兼農地農政係長 足立 尚幸  
支援専門員 中川 繁春

- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳

### 10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第10回朝来市農業委員会総会を開催いたします。

既に送付いたしております次第に基づきまして、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名でございます。以上です。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第10回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

それでは続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」ですが、7番の米田利秋委員と、8番の西村繁委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5、議事に入らせていただきます。議事日程に基づいて進めます。

日程第1「議案第44号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位88番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田(利)委員 失礼します。まず、地図をご覧いただきたいと思います。播但連絡道の朝来インターがございますが、そこから直線にして大体300から400メートルぐらいのところがございます。また、山口小学校から佐囊方面に旧道を入ったところで、大体500メートルぐらい入ったところの山手にある土地でございます。4月29日に司法書士●●さんが来られまして現地確認と、それから●●さんにつきましては、後日お話をさせていただきました。この方につきましては京都から移住されまして、現在、羽渕に住んでおられますけれども、この度、空き家バンクに登録された住宅を求められまして、今回の運びとなっております。なお、この方は若い方でございます、23歳ということで、大変いいことだと思っております。なお、この件につきましては、第9回農業委員会総会、前回の総会の空き家に付随する農地指定の案件でございます、事務局より説明され、可決されております案件でございます。なお、現地につきましては、非常に前から問題になっておりまして、荒れた土地がついております。居住も長い間されておられませんし、特に●●さんのほうには、今後、農業委員会としましては、農地の保全管理をしっかりとやっていただく

ということのお願いをしまして、了解を得た次第でございます。なお、3条申請の要件等についても、それぞれ規定に則ってされておりますので、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○石原会長 続きます、受付順位89番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。受付順位89番の航空写真をご覧ください。私のほうも行政書士の●●さんのほうから説明を受けております。まず、農地の位置を説明いたしますと、旧和田山病院の前、県道溝黒竹田線を溝黒方面に走っていただきますと、迫間峠の頂上付近の左手に宗教法人日之本の日之本教本部がございます。その写真でいいますと、地番●●がそこに該当いたします。日之本教の本部の下、4筆目が該当農地、また県道のそばからいいますと2筆目が該当農地になります。ここは以前から●●さんが耕作を任されていた農地でございます。この前見てもらったときは、田植の準備ができておりました。

次に、譲受人について説明いたします。●●さんは、生まれは九州なんですが、20年ほど前に仕事の関係で当地に来られまして、迫間地区が気に入られ、空き家になっていた家屋を購入され、仕事をされておられました。定年後、現在は奥さんと2人で農業をされております。譲渡人、●●さんは、同じく迫間の方ですが、既にご主人は亡くなられまして、このたび農地の処分を進める中で、長年にわたり耕作を依頼されておりました●●さんとの話合いの中で、譲渡合意となりました。審議資料にありますように、農地法3条第2項の全ての項目を満たしておるというふうに思っております。審議のほどをよろしくお願ひします。

○石原会長 受付順位88番及び89番まで、地元委員からの提案理由の説明がありました。現地調査委員の米田隆至委員から補足説明はございますか。

○米田(隆)委員 5月6日に現地調査を4名で行ってまいりました。今、担当委員さんから説明がありましたとおり、現地調査にいたしましても、それに対して補足する事項はございません。以上でございます。

○石原会長 その他の委員からご意見なりご質問はございませんか。

ないようですので、受付順位88番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位89番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第45号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位90番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明させていただきます。航空写真の受付番号90番をご覧ください。申請地につきましては、ちょうど中ほどに白く写っているのが与布土川ということでご理解をいただきたいと思います。国道9号線が中央に走っておりまして、それを福知山方面向かっていただきます。和田山町から山東町に入って、与布土川の滝田橋を渡ったすぐ左側が申請地になります。但南建設の本社ビルがありまして、その手前の場所がございます。貸付人の●●さんは、以前この場所で、畑で野菜を作っておられましたけれども、高齢となり畑の作業等ができなくなったということから、誰か管理をしてくれる方がないかなというところでありました。ちょうど露天資材置場というような話がありまして、借地権の設定に至ったわけでございます。借受人につきましては、●●さんでございます。●●株式会社の代表取締役であります。また、地元区長、それから農事部長さん等の同意もいただいております。申請案件資料に基づきまして確認しましたところ、何ら問題ないと思います。許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 受付順位91番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。航空写真の91番をお開きください。申請地は、1月の総会だったと思いますが、農振除外の申請が上がりまして、総会にてご承認をいただいた上で、今回5条申請という運びになりました。この申請地の右隣が●●さんの実家でございます。申請地の所有者は、現在、佐賀のほうに住んでおられるということで、耕作放棄地になりかねない状態のところを、今回、●●さんが購入したいということでお話がまとまった次第です。●●さんにつきましては、現在、弥生が丘に住んでおられますが、奥さんの実家がすぐ隣の区でございまして、奥さんのお母さんの調子が悪いということで、いずれお母さんを引き取って世話をしていきたいというようなことで、建築に踏み切られたということです。4月27日に推進委員の吉井委員さんとともに、福知山の●●法律事務所のほうか

ら説明を受けました。審議資料等、全部適合しておりますし、地元区長、農事部長の承認も得ていますので、許可相当というふうに思っております。審議よろしくお願ひします。

○石原会長 続きまして、受付順位92番の提案理由の説明を、地元委員、大森委員ですけど、本日欠席ですので、代理の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。航空写真92番の写真をご覧ください。右岸道路から糸井方面に入ってすぐのところにある申請地ですが、この申請地2筆あります。ちょうどその真ん中に倉庫がありまして、その倉庫を既に●●さんが購入されてるといふようなこととございします。今回、その倉庫を挟んだ2筆を買い取って、そこに駐車場を整備したいというお話でした。駐車場ということですが、将来的には喫茶店といひますか、そういう集いの場をここに設けたいといふようなお話もあつたようです。●●さん自体、車の販売からカラオケとか、そんな事業等もいろいろやっておられまして、地元区長、農事部長さんもある程度期待されているといふような状況です。特に現在、遊休農地になってますけど、すぐにも荒れてしまいそんな状況ですので、今回よかつたなといふようなご意見でした。審議資料のほうも全て合致しておりますので、許可相当というふうに思ひます。審議よろしくお願ひします。

○石原会長 受付順位90番から92番につきまして、提案理由の説明がございしました。

現地調査委員の高本委員から補足説明はありますか。

○高本委員 失礼します。現地調査の報告をさせていただきます。今、説明がありましてとおひ、何ら問題ないと思ひます。補足はありません。以上です。

○石原会長 皆さんのほうからご意見、ご質問はございませんか。

それではないようですので、受付順位90番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位91番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位92番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第46号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条の議事参与の制限の条文に基づきまして、高本委員、原田委員、西職務代理者の3人の委員が、議案第46号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。議案第46号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。まず初めに、説明の前に一つ修正がございますので、議案書の7ページをご覧くださいと思います。議案書の中段になりますが、●●さんと●●さんの利用権設定をご覧くださいと思います。山内井尻●●番地ですが、畑として227平米、令和8年3月31日まで野菜となっておりますが、この地番が本来は雑種地であり、現在農道となっております。そのため削除をお願いしたいと思います。こちらの入力ミスとなっておりますので、大変申し訳ございませんでした。こちらを修正させていただきました資料を、本日別紙でお配りさせていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

それでは、農用地利用集積計画の概要について説明をさせていただきます。まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、田が158,306平方メートル、106筆、畑が14,162平方メートル、12筆、合計として172,468平方メートル、118筆となっております。利用権の設定を受ける戸数として43戸、利用権を設定する戸数として60戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要について説明させていただきます。利用権の内容について、使用貸借権が103筆、157,760平方メートル、賃貸借権が15筆、14,708平方メートルとなっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが3筆、3,416平方メートル、令和5年3月31日までのものが3筆、3,912平方メートル、令和6年3月31日までのものが29筆、49,275平方メートル、令和7年3月31日までのものが11筆、16,965平方メートル、令和8年3月31日までのものが56筆、79,047平方メートル、令和10

年3月31日までのものが6筆、8,050平方メートル、令和13年3月31日までのものが5筆、5,056平方メートル、令和14年3月31日までのものが5筆、6,747平方メートルとなっております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。6ページから10ページにかけては、利用権の設定を受けられる方と設定される方の賃借地の所在地の一覧表を記載しております。その中で6ページをご覧いただければと思います。6ページの上段にひょうご農林機構と●●さんの利用権設定がございます。このひょうご農林機構と●●さんの利用権設定につきましては、農地中間管理機構を通じて●●さんが借受けられる予定となっております。この●●さんにつきましては、所有者の●●さんのお孫さんになります。お孫さんになりますが、世帯としては別となっております、●●さんの世帯としては大阪に今まで住んでおられました。このたび、市内に戻って来られまして、ネギ等を作付されております。また、5月10日付で認定新規就農者の認定も受けられております。

続きまして、11ページをご覧いただければと思います。11ページから12ページにかけては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思います。13ページから14ページにかけては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

農業委員の皆さんから、ご意見なりご質問ございませんか。

西村委員、どうぞ。

○西村委員 私の担当のところが迫間区で、賃貸借権というふうに出ております。大体どれぐらいで貸し借りされているのかということで、ホームページを見ましたが、2018年頃、12年ですか、古い情報しか載っていません。農業委員会では情報を提供するという義務もがございます。ホームページの更新をお願いします。これは、事務局にお願いしたいと思います。以上です。

○石原会長 事務局。

○事務局 速やかに、情報の提供をさせていただきます。

○石原会長 了解しました。

そのほかございませんか。

特にないようですので、それでは議案第46号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、3人の方どうぞ、お入りください。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 <閉会挨拶>

(午後2時00分終了)